

新たなばく露評価手順策定のポイント（案）

＜有害物ばく露作業報告＞

① 対象物質の使用動向の報告

- ・ 有害物ばく露作業報告を２段階スクリーニング方式に変更する。
- ・ １次スクリーニングでは、報告対象事業者の条件を付さず、広く報告を求める。
- ・ 報告者の負担軽減のため、対象物質の使用動向等の最小限の報告項目に限定する。

② 作業実態の報告

- ・ ２次スクリーニングとして、作業実態にかかる報告を求める。
- ・ 報告項目については、ばく露評価モデルへの入力項目を考慮して設定する。

＜事業場の選定＞

③ ばく露が高いと推定される事業場の選定

- ・ ばく露評価モデルの活用等によりばく露が高いと推定される事業場を選定する。

＜ばく露実態調査＞

④ 作業実態の調査（事前調査）

- ・ ばく露濃度測定の実施に拘わらず、作業環境、作業内容、作業時間、保護具の使用等について聞き取りにより把握する。
- ・ 新たに調査票の様式を定める。

⑤ 濃度の実測

- ・ 個人ばく露濃度測定については、統計解析が可能となるような、サンプリング方式を採用する（全期間分割サンプリング等）
- ・ ACGIH等において短時間ばく露値や天井値が設定されているものについては、これら、ばく露限界値との比較が可能となるよう、スポット測定におけるサンプリング時間等を調整する。

⑥ 作業内容の分析（ばく露評価モデルの活用によるばく露レベルの評価）

- ・ ばく露濃度が実測されていない場合にあっては、ばく露評価モデルに作業内容等を入力し、ばく露濃度レベルの評価を行う。
- ・ その際、実測された作業場との比較により可能な限り定量的評価を行う。

＜ばく露評価結果のとりまとめ＞

⑦ ばく露評価結果のとりまとめ

- ・ 有害性評価により導出されるばく露限界値との比較が可能なよう、可能な限り定量的評価に努める。
- ・ 経皮ばく露評価を追加する。

<1次評価（初期評価）>

⑧ 1次評価

- ・ 個人ばく露量について統計解析により上方信頼限界（UCL）を試算する。
- ・ UCLと1次評価値との比較により、2次評価への移行の可否を判定する。

<2次評価（初期評価）>

⑨ 2次評価

- ・ UCLと2次評価値との比較により、詳細評価の実施の可否を判定する。

<追加調査事業>

⑩ 追加事業場の選定

- ・ より詳細なばく露レベルを評価するため、追加事業場の選定を行う。
- ・ 高いばく露レベルが推定される事業場及び少量製造・取扱い等特殊な作業の把握な事業場を追加選定する。
- ・ 事業場の選定にあたっては、関係業界との協力のもと実施する。

<ばく露実態調査>

④～⑥の手順に同じ。

<ばく露評価結果のとりまとめ>

⑦の手順に同じ。

<1次評価（詳細リスク評価）>

⑪ 1次評価

⑧の手順に同じ。

<2次評価（詳細リスク評価）>

⑫ 2次評価

- ・ 管理措置の導入の可否にかかる判定手順の明確化。
- ・ 管理措置（作業員への指導、個別事業場の指導・監督、法規制の導入等）の判定基準の明確化